

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市社会福祉審議会条例(以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づく児童処遇部会(以下「部会」という。)の運営に関し、条例第10条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(開催通知)

第2条 部会長は、部会を招集するときは、第1号様式により委員及び臨時委員に通知しなければならない。

2 前項の通知は、部会を開催しようとする日の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(調査審議事項等)

第3条 部会に調査審議を求める事項等は、次のとおりとする。

調査審議事項

(1) 児童福祉法第27条第6項に規定する案件

ア 児童相談所の処遇方針と児童若しくはその保護者の意向が一致せず、処遇が困難なケース

イ 措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の観点からの専門的意見を聴く必要があると児童相談所が認めるケース

ウ その他処遇方針の決定にあたって、部会の意見を聴く必要があると児童相談所長が認めるケース

(2) 児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に関する案件

報告事項

(1) 前各号に該当するケースであって、緊急を要するため、あらかじめ部会の意見を聴くいとまがなかったケース

(2) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5に規定する事項

(調査審議事項の説明)

第4条 前条に規定する調査審議を求める事項の説明は、第1号にあっては処遇検討ケース一覧表(第2号様式)及び処遇検討個票(第3号様式)により、第2号にあっては里親認定申請者一覧表(第4号様式)及び里親調査票(第5号様式)により行うものとする。

2 処遇検討個票及び里親調査票は、会議終了後回収するものとする。

(会議録)

第5条 部会を開催したときは、会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、議事のほか開会及び閉会の日時、出席欠席委員の氏名並びに議長において必要と認める事項を記載しなければならない。

3 会議録は、会議終了後速やかに作成しなければならない。

(調査審議事項に対する意見)

第6条 部会長は、第3条に規定する調査審議事項に対する意見を、第1号にあっては、意見書(第6号様式)及び処遇検討ケース一覧表により、第2号にあっては意見書及び里親認定申請者一覧表により、市長に述べるものとする。

(処遇結果の報告)

第7条 調査審議事項の処遇結果については、原則として次回の部会において報告するものとする。

(雑則)

第8条 部会の事務局は、子育て支援課に置く。

2 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第 年 月 日

浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
児童処遇部会 様

浜松市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
児童処遇部会
部会長

児童処遇部会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますので、御出席をお願いします。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 議題

事務局
電 話

第3号様式（第4条関係）

処 遇 検 討 個 票		相 談 種 別				
提案	年 月 日					
ふりがな 氏 名 生 年 月 日	男・女 年 月 日生（ 才）	ケ ー ス の 概 要				
就学等の状況						
住所（区名）						
保護者氏名						
通告者又は送致者	（ 年 月 日受理）					
家 族 構 成	続柄	氏 名	年齢	職業等（勤務先又は学校名）	備 考	関 係 者 の 意 見 等
取扱い経過及び社会診断			心理・医学診断		行動観察等	
総合所見及び処遇方針				処遇上の問題点（部会に諮りたい事項等）		
部会の意見等						

第5号様式（第4条関係）

里親調査票

調査年月日	年 月 日
調査者	

	里 父	里 母	判 定					
			里父	里母				
住所・電話								
氏名								
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	年 月 日（ 歳）	心身の健全性	適・否	適・否			
健康状態				適・否	適・否			
養育方針と宗教との関係				適・否	適・否			
人柄				適・否	適・否			
近所づきあい	良好 ・ 疎遠			適・否				
勤務先（勤務年数）	(年)	(年)						
最終学歴								
申請の動機								
希望する里親	養育 ・ 養子 ・ 専門 ・ 親族							
希望する児童・期間								
養育に対する理解・熱意等			理解・熱意等	適・否				
専門的な資格等	看護師 ・ 保育士 ・ その他 ()			適・否				
養育協力者				適・否				
里子受託への理解				適・否				
要介護者の有無				適・否				
同居家族	氏 名	年齢	性別	続柄	職業	健康状態		
経済	家計及び資産等	住民税	年間収入	年間支出	新たな借入金	経済	適・否	
		課税・非課税	円	円	有・無			
	収入の手段	自力による		他からの援助による				
住居	形態	一戸建て ・ 集合住宅		持家 ・ 賃借		住居	適・否	
	構造	木造・鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 _____階建て						
	居室	_____部屋 _____延べ m ²						
	台所・浴室等	台所、トイレ、洗面所、浴室は確保されて(いる ・ いない)						
	通風採光							
	地域の環境	商業地域・住宅地域・農村地域・工業地域						
	学校・幼稚園までの距離等							
	犯罪歴				犯罪		適・否	適・否
	その他参考事項							
児童相談所長の意見	意見： 年 月 日 浜松市児童相談所長							

専門里親希望者及び配偶者がいない場合のみ記入のこと。

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
児童処遇部会

部会長 印

意 見 書

このことについて、 年 月 日開催した浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において慎重に調査審議した結果、別紙のとおり意見を述べます。